

10分で分かる新ルール

訪問介護

新版

虎の巻



2018

4月から
こう変わった

自立支援・重度化防止を軸に見直しへ

報酬改定では、在宅介護の要となる訪問介護にもいくつかの新ルールができました。見直しの軸は、「自立支援と重度化防止」。アメとムチの両方の策が打たれています。

プラス評価となったのが身体介護。基本報酬は微増し、「30分以上1時間未満」388単位が394単位等となりました。さらに長年、訪問介護のバイブル的存在だった厚生労働省の通知「老計第10号」を見直し、見守りの援助を身体介護で算定しやすくしました。p.6～で詳しく解説します。

一方、生活援助はマイナス評価。基本報酬は「20分以上45分未満」が183単位から181単位に、「45分以上」が225単位から223単位に減。また、多数回の生活援助は事前の届け出が義務づけられ、根拠のない生活援助には自立支援・重度化防止の観点から厳しい目が向けられることとなります。

次ページ以降、新ルールと見直しを紹介します。

訪問介護費

基本部分

区分	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	30分増すごと
身体介護	165	248	394	575	83

区分	20分未満	20分以上45分未満	45分以上
生活援助	設定なし	181	223

生活援助加算※	66
---------	----

通院等乗降介助	98
---------	----

(単位/回)

※身体介護の20分以上30分未満～1時間以上に引き続き生活援助を行った場合

変更部分 新設部分

加減算

集合住宅の居住者への訪問減算(区分支給限度額管理の対象外)	事業所と同一建物の利用者、またはこれ以外の同一建物の利用者(月20人以上)	▲10%
	事業所と同一建物の利用者(月50人以上)	▲15%
生活機能向上連携加算	I(新設)	100単位/月
	II	200単位/月
共生型訪問介護	障害の居宅介護が、訪問介護を行う場合	70%
	障害の重度訪問介護が、訪問介護を行う場合	93%
介護職員処遇改善加算(区分支給限度額管理の対象外)	I	13.7%
	II	10%
	III	5.5%
	IV	(III)×0.9%
	V	(III)×0.8%
2人派遣		100%
早朝(6～8時)・夜間(18時～22時)		25%
深夜(22時～翌朝6時)		50%
特定事業所加算	I	20%
	II	10%
	III	10%
	IV	5%
特別地域加算(区分支給限度額管理の対象外)		15%
中山間小規模事業所加算(区分支給限度額管理の対象外)		10%
中山間地域提供加算(区分支給限度額管理の対象外)		5%
緊急時訪問介護加算		100単位/回
初回加算		200単位/月

サービス提供責任者の任用要件の明確化	<p>初任者研修修了者と2級ヘルパーは、任用要件から除外。ただし、現任のサービス提供責任者には、1年間の経過措置</p>
サービス提供責任者の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の服薬状況や口腔機能、心身の状態や生活などの情報をケアマネへ提供(省令改正) ・サービス提供時間を記録し、プラン上の標準時間と乖離している場合はケアマネに連絡(通知改正) ・利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めるなど、不当な働きかけの禁止(省令改正)